

○再任用職員要綱の細則

制 定 平 22. 3.26 決裁

1.対象者について〔要綱第2条関連〕

原則として、定年退職者を任用する。

2.選考について〔要綱第3条第1項関連〕

(1)勤務成績が良好であることとは、任用前3年間の勤務状況（欠勤・休職・懲戒処分の有無等）により総合的に判断する。

(2)任用に係る職の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していることとは、在職中の職歴及び面接等により総合的に判断する。

(3)公務内の職務を遂行できると認められることとは、面接及び健康診断により総合的に判断する。

3.選考手続について〔要綱第3条第2項関連〕

再任用申込書（様式1）の提出があった管理者は、書類審査・面接・健康診断により選考を行い、採用するものとする。

4.再任用期間について〔要綱第4条第1項関連〕

再任用の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を基本とする。

5.更新について〔要綱第4条第2項関連〕

(1)再任用更新申込書（様式2）の提出があった管理者は、再任用期間中の勤務成績が良好であると判断できる場合に限り、採用するものとする。

(2)「長期休暇」とは、介護休暇、病気休暇とする。

6.勤務形態について〔要綱第5条関連〕

週30時間の短時間勤務を中心に運用し、週4日勤務若しくは週5日勤務とする。

7.定数の取り扱いについて〔要綱第9条関連〕

再任用フルタイム勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職員をいう。）については定数内とし、再任用短時間勤務職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）は別途管理する。

8.社会保険について〔要綱第13条関連〕

6に定める勤務形態となる場合は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入するものとする。なお、6以外の勤務形態となる場合は、その勤務形態に応じて取扱うものとする。

9.その他

この細則の実施について、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この細則は、平成22年3月26日から施行する。

様式 1

再任用申込書兼推薦書

○ 本人記入欄

ふりがな 氏 名		生年月日	昭和 年 月 日
住 所 (連絡先)	()-()-()		

○ 組合記入欄

退職時補職			
本務採用 年 月 日	昭和 年 月 日	退職時職種	
退職年月日	平成 年 月 日	退職区分	定年・早期 (歳)
主な職歴			
現在の 職務内容			
過去3年間 における 勤務状況	欠勤・休職・懲戒処分等の有無について 所見：		
健康状態	節目健康診断の判定度： 所見：		
特記事項			
上記の者は、在職中の勤務成績も良好であり、公務内の職務に必要な知識及び経験を有しており、勤労意欲もありますので再任用職員として推薦致します			
平成 年 月 日			
淀川左岸水防事務組合事務局長			
(印)			

様式 2

再任用更新申込書兼推薦書

○ 本人記入欄

ふりがな 氏 名		生年月日	昭和 年 月 日
住 所 (連絡先)	()-()-()		

○ 組合記入欄

現在の所属		退職時職種	
現 行 の 職 務 内 容			
最 初 の 再任用年月日	平成 年 月 日		
更 新 後 の 再任用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
主 な 職 歴			
再任用期間 における 勤 務 状 況	欠勤・休職・懲戒処分等の有無について 所見：		
健 康 状 態	節目健康診断の判定度： 所見：		
特 記 事 項			
<p>上記の者は、再任用期間中の勤務成績も良好であり、勤務意欲もありますので再任用職員として更新されますよう推薦致します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 淀川左岸水防事務組合事務局長</p>			

